

## 市長等の退職手当に関する条例〔平成7年6月30日時点〕

平成7年6月30日  
枚方市条例第7号

## (趣旨)

第1条 この条例は、市長、助役、収入役、水道事業管理者及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

## (退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、市長等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (退職手当の額)

第3条 市長等の退職手当の額は、退職の日における市長、助役、収入役、水道事業管理者又は常勤の監査委員の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の50
- (2) 助役 100分の30
- (3) 収入役 100分の20
- (4) 水道事業管理者 100分の20
- (5) 常勤の監査委員 100分の15

2 前項の在職月数は、市長、助役、収入役、水道事業管理者又は常勤の監査委員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

3 第1項に規定する退職手当の支給は、市長、助役、収入役、水道事業管理者又は常勤の監査委員の任期ごとに行う。

## (支給方法)

第4条 前2条に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

第2条 この条例は、この条例の施行の日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際現在に在職する助役、収入役、水道事業管理者及び常勤の監査委員の現任期に係る退職の日における退職手当の額（次項において「現任期の退職手当の額」という。）は、第3条第1項の規定にかかわらず、退職の日における助役、収入役、水道事業管理者又は常勤の監査委員の給料の月額及び特別職の職員としての勤続期間に一般職の職員としての勤続期間を通算した勤続期間を算定の基礎として、一般職の職員（任期を終えて退職した者又は任期の途中で退職し、その退職の日若しくはその翌日に助役、収入役、水道事業管理者又は常

勤の監査委員となった者については、職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第2条の規定により退職した者）の例により算出した額とする。

（他の地方公共団体の職員等の職員から助役等となった者の退職手当）

第4条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員（以下「他の地方公共団体の職員等」という。）が他の地方公共団体の職員等に対する退職手当に関する規定に基づく退職手当の支給を受けずに引き続いて助役、収入役、水道事業管理者又は常勤の監査委員（以下「助役等」という。）となった場合には、第3条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額を当該助役等の最初の任期に係る退職の日における退職手当として支給することができる。

(1) 退職の日における助役等の給料の月額及び他の地方公共団体の職員等としての勤続期間を算定の基礎として、一般職の職員の例により算出した額

(2) 退職の日における助役等の給料の月額に助役等の在職月数を乗じて得た額に当該助役等に係る第3条第1項に規定する割合を乗じて得た額

（枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（市長等の給与に関する条例の一部改正）

第6条 市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第7条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和60年枚方市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕